

## 道徳の教科化に反対する決議

- 1 本年10月8日頃の新聞報道によれば、文部科学省の中央教育審議会は、「道徳に係る教育課程の改善等について」と題する答申案を大筋で了承したということである。

同答申案の主な内容は、次のとおりである。

①現在は正式な教科ではない「道徳の時間」を教科に格上げする。それに伴い、学習指導要領を改訂し、道徳教育の目標や内容をより具体的なものにするとともに、四つの道徳的価値「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」を挙げる。

②道徳教育について、「評価」を導入する。数値での評価はせず、記述式の評価とするものの、「児童生徒の学習状況を把握するために、児童生徒の作文やノート、質問紙、発言や行動の観察、面接など、様々な方法で資料等を収集」したうえでなされるべきであるとしている。

③道徳教育に検定教科書を導入する。これに伴い、教科書検定基準が策定される。

④道徳教育に関し教員の指導力強化や教員養成課程の「改善」をはかる。

⑤幼稚園、高等学校、特別支援学校における道徳教育を充実させる。

- 2 そもそも、日本国憲法が「個人の尊厳」（13条）、思想良心の自由（19条）、信教の自由（20条）学習権（26条）等を保障していること、及び子どもの権利条約が子どもの成長発達権（6条）意見表明権（14条）等を保障していることに照らせば、道徳教育は、個々の子どもがいかなる生き方が善い生き方なのかを自分の判断で選ぶことができるように支援する教育であるべきであり、決して、国家が一定の価値観や宗教観を押し付けるようなものであってはならないはずである。

また、実際に、学校現場では、教師が副読本を使いながら、創意工夫に富んだ道徳の授業をしている例も少なくない。

- 3 しかし、同答申案のとおり道徳の教科化がなされれば、学習指導要領や教科書検定基準により、道徳の授業内容が縛られ、道徳教育が、国家が望ましいと考える価値観を刷り込むための教育に変容しかねない。特に学習指導要領に盛り込まれようとしている上述の四つの道徳的価値のうち、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」は、宗教的な価値の押し付けになりかねず、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」は愛国心の押し付けに繋がる危険性が大きい。

また、上述のとおり、評価に関しては子どもの発言や行動の観察まで必要とされており、言ってみれば子どもの生活全般を対象とするものになるため、子どもの思想良心の自由、信教の自由が侵害されるおそれもある。

- 4 これまで、安倍政権は、憲法改正を掲げ、軍備増強にまい進しながら、教育の分野では教育委員会制度を改悪して国家や首長の意向を教育委員会に反映させやすくするなど、国家による統制を強化してきた。

道徳の教科化により、子ども達が戦争をする国に積極的に協力するような教育がなされてしまう可能性は極めて高い。

自由法曹団は、断固として、道徳の教科化に反対する。

2014年10月20日

自由法曹団 福井・あわら総会